

群馬県後期高齢者医療広域連合収入役の事務を兼掌する広域連合長の
事務委任規則

平成 19 年 2 月 19 日

規則第 4 号

(事務の委任)

第 1 条 広域連合長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定により、収入役の事務を兼掌する広域連合長（以下「広域連合長」）の事務を事務局長に委任する。

(委任の特例)

第 2 条 事務局長は、前条の規定により委任された事務については、重要、異例の事項又は疑義があると認められる事項については、その都度広域連合長に報告し、その指示を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成 19 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。